

平成27年3月13日開催

東京家庭裁判所委員会「子をめぐる紛争において家庭裁判所が果たす役割」報告

東京家庭裁判所委員・会員 澄川 洋子 (52期)

今回のテーマは「子をめぐる紛争において家庭裁判所が果たす役割」です。はじめに、矢尾和子裁判官と椎野肇家庭裁判所調査官から、子をめぐる紛争のうち面会交流事件を中心に現状の家裁実務の状況について説明があり、その後、児童室（試行的面会交流、小さい子の調査を行うときに利用）を見学しました。

◆家裁における子をめぐる紛争の現状

家庭裁判所で扱う子をめぐる紛争には、面会交流、養育費、監護者指定・引渡し、親権者指定・変更、親子関係不存在・嫡出否認・認知、子奪取条約事件など様々な事件がありますが、平成23年の民法766条の改正により、面会交流と養育費について明文で規定されたこと、社会の意識変化などによって、面会交流に関する調停・審判事件数が非常に増加し、全国の家庭裁判所に申し立てられた面会交流調停事件数は、平成25年10,762件と4年間で約1.5倍に増えたということでした。一方、平成26年に東京家庭裁判所本庁で終了した面会交流事件867件のうち調停が成立した件数は532件（但し、集計作業中のため速報値）とのことでした。

◆面会交流に対する家裁の基本的な考え方

家庭裁判所では、面会交流は親のためのものではなく、子の権利という考え（現在の通説的見解）に立って、調停委員会による調整とともに、家庭裁判所調査官に事件に関与させて、調査官による双方の親に対する働きかけや、場合によっては当事者と子の意向調査などを行って、できる限り合意が成立するよう目指しているとのことでした。

◆面会交流事件当事者への助言用補助ツール

特に、家庭裁判所調査官は、双方の親へ定期的かつ継続的な面会交流が保たれることが子の利益になることを働きかけるとともに、そのために守るべきことなどを、リーフレットや当事者助言用のDVDなどの補助

ツールを使いながら、双方の親に働きかけているそうです。また、最高裁HPの動画配信「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」「子どものための面会交流に向けて」が紹介されました。

◆試行的面会交流の成功例

試行的面会交流のケースとして、①母と同居している3歳男児と父との試行的面会交流で、途中で父がオムツ（母が用意）を替える場面があり、母がその様子をモニター越しに確認して、子を父に預けても（面会交流させても）大丈夫だと安心したことにより調停成立に至った事案、②親権者父と同居している小3の女兒が「お母さんと会うのはちょっと嫌」と否定的な意思を表明していたが、試行的面会交流で母と会うなり、「会いたかった」と大泣きして、最後まで母親と離れなかったという場面をやはりモニター越しに確認した父が、子どもが父親の前で我慢していたことに気づいたという事案が報告されました。

◆調停や審判で認められた面会交流を実施させるための手続

ところで、調停成立又は審判確定後、面会交流が実施されない場合には、履行勧告、間接強制など履行確保の方法がありますが、間接強制の件数は非常に少なく、電話1本でできる履行勧告の手続がよく使われており、ある程度の結果を出しているとのことでした。

◆今後の家裁委員会

平成27年7月10日午後3時半～

テーマ「家庭裁判所調査官」

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207